

事業報告書

1. 法人の管理運営

- (1) 総会 …… 定時総会 年1回、6月に開催
- (2) 理事会 …… 年4回
- (3) 会計監査人監査 …… 会計監査人による期中監査及び期末監査を実施
- (4) 監事監査 …… 監事による監査を5月に実施
- (5) 委員会 …… 運営委員会、資産運用委員会を各2回開催

2. 福利厚生関連調査に関する事業

(1) 情報収集等

社会福祉事業従事者への福利厚生について、国の制度や他都道府県での取組み状況、各種業界での共済制度の動向等の情報を収集した。また、全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会での調査活動等をつうじて、福利厚生に係る問題点及び課題を把握し、対応策を検討した。

(2) 情報提供・研修等

各種文書類やホームページを活用し、福利厚生に関する情報提供を行った。また、会員、加入施設及び団体等を対象にセミナーを開催（2会場、参加者66名）し、啓発に努めた。

3. 退職共済に関する事業

(1) 退職共済金等の給付

会員及び事業主から預託を受けた特定資産から、退職共済金、退職返還金及び脱会給付金の給付を適正に実施した。

① 退職共済金

対象者数	給付額	平均給付額
2,663人	1,902,563,800円	714,444円

※一人あたりの給付額 最高 11,734,719円、最低 21,692円

② 掛金返還金（掛金納付1年未満の退職）

対象者数	返還額
845人	17,543,260円

③ 脱会給付金（退職を伴わない脱会）

対象者数	給付額
46人	27,502,860円

④ 退職返還金（加入者の非行等を原因とする退職）

該当者なし

(2) 資産運用益の配分

会員への配当金総額	179,977,401円
(均等配分)	(143,986,644円)
(傾斜配分)	(35,990,757円)

(3) 資産運用について

信託銀行への外部委託により資産運用を行った。また、安定的かつ適正な資産運用を図るため、運用方法や資産配分、信託銀行への追加信託等について、資産運用委員会での検討を行った。

(4) 資産運用状況の周知

ホームページに四半期毎の運用状況を掲載し、資産運用状況を提供するなど、適切な情報公開に努めた。

4. その他の福利厚生に関する事業

映画観賞券や観劇等の割引事業等の厚生事業を実施した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、予定事業の中止や延期を行うとともに、内容や規模を考慮した上での実施とした。また、住宅ローンの金利優遇や職域ローンとの提携、自動車保険や医療保険、宿泊施設等の割引提携、チケット会社との提携等を行った。

5. 福利厚生センター（SOWEL CLUB）受託団体としての事業

社会福祉法人福利厚生センターの事業を受託し、福利厚生センターの会員向けに、旅行や食事クーポン斡旋等の事業を行った。「4. その他の福利厚生に関する事業」と同様に、新型コロナウイルス感染状況を考慮した実施とした。

6. 慶弔共済金給付事業

会員からの会費及び施設からの負担金等を財源に、会員のための共助事業として慶弔共済金給付事業を行った。

種 別	件 数	1 件あたりの金額	給 付 額
永年勤続 会員として10年	846件	10,000円	8,460,000円
会員として20年	284件	20,000円	5,680,000円
会員として30年	43件	30,000円	1,290,000円
会員として40年	12件	50,000円	600,000円
結 婚	470件	20,000円	9,400,000円
傷 病 入 院	289件	10,000円	2,890,000円
会 員 の 死 亡	19件	50,000円	950,000円
災 害 被 災	2件	50,000円以内	70,000円
子 の 誕 生	621件	10,000円	6,210,000円
子 の 小 学 校 入 学	523件	5,000円	2,615,000円
配 偶 者 の 死 亡	30件	20,000円	600,000円
一 親 等 親 族 の 死 亡	472件	10,000円	4,720,000円
合 計	3,611件		43,485,000円

7. 共済資金融資に関する事業

貸付資金の償還・回収を行った結果、全ての貸付資金が償還された。一般社団法人の移行に伴い、本会では新規の貸付事業を行えなくなったため、本事業は令和2年度をもって廃止する。

8. 加入促進

未加入施設・団体に対し、加入促進の働きかけを行った。

年 度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
会 員 数	23,459人	24,244人	25,428人	26,199人	26,737人

9. 内部統制システム

本共助会は、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制等（以下、「内部統制システム」という。）の整備について以下のとおり決定している。2020年度の運用状況の概況は以下のとおりである。

1 理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 共助会は、公益性に根差した退職共済事業等を行っていくうえで、コンプライアンス態勢の確立に取り組むことを方針とし、理事等に周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。
- (2) 定款、規程等により理事会等を開催し、理事が迅速に各種の意思決定を行える体制を整え、理事間の意思疎通を図る。
- (3) 監事は理事会に出席するほか、監事監査等を行い、法令もしくは定款に違反するおそれまたは著しく不当な事案等が生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに理事に対し法令、定款および社会規範等の遵守に向けて助言をすることとする。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事の職務執行に係る情報については、定款、規程等に基づき作成する。記録文書は定められた期間にわたり適時適切に保存・管理し、必要に応じて正当な権限を有する者が閲覧可能な状態を維持する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に関し体制を整備する。
- (2) 個人情報管理規程等に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- (3) 事業活動に関するリスクについては、法令や共助会の規程等に基づき、事務局等が管理することを基本とする。
- (4) リスクの管理については、事務局が行うとともに、重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜調査し、その結果について理事会等に報告する。
- (5) 共助会の運営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
- (6) 非常災害等の発生に備え、情報連絡体制等を定める。

4 理事の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

理事会は、理事等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定款、規程等に従い、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進める。

5 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 理事長は、職員が法令並びに定款及び当共助会の規程を遵守し、倫理観をもって事業活動等を行うことを周知・徹底する。

(2) 理事長は、職員の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を理事会等に報告する。理事等は、当該監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

6 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該に関する事項

監事は、共助会の職員の中から監事事務局職員を任命する。

7 前号の職員の理事からの独立性に関する事項及び当該職員に対する指示の実行性の確保に関する事項

監事事務局職員は、監査業務に必要な指示命令を監事より受け、監事以外からの指示命令を受けないものとする。

8 理事及び職員が監事に報告するための体制その他監事への報告に関する体制

監事は、必要に応じて理事及び職員に対して報告を求めることができるものとする。また、監事より報告を求められた役職員は、遅滞なく必要とされる報告を適正に行うものとする。

9 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人から監査計画を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の監査講評に立ち会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

(2020年運用状況)

- ・理事会などの重要な会議の議事録は開催ごとに作成し、適切に管理されており、理事、監事及び権限を付与された職員は、これらの記録を随時閲覧できる体制をとっている。
- ・運営に重大な影響を及ぼす重要なリスクなどについて、随時理事会などに報告している。
- ・情報連絡体制表を作成している。
- ・コンプライアンス推進として、常時職員等からの報告もしくは相談を受け、不正防止等に関わる教育及び啓発活動を適切に実施している。
- ・監事への報告は適時に行われており、会計監査人より監査計画書などの説明を受け、情報を共有し効率的な監査を実施している。

附 属 明 細 書

記載する重要な事項はございません。